

# 「こども基本法とは？」～子どもの人権と権利について～

2023（令和5）年4月1日 子どもの権利の保障を明記した『こども基本法』が新しく施行されました。この法律は、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。私たち社会福祉士は、専門職として常に研鑽し施行後の検証を行いながら国に提言していかなければなりません。この法律がどのような法律か、一緒に学んでみませんか？

私どもは福祉を支える人材を育てるだけでなく、広く県民の皆様への啓発活動を行っております。

**日時** 2024(令和6)年 1月28日(日) 13:00~15:00(受付12:45~)

**場所** 会場 ウィリング12階124・5号室

**実施方法** 会場参加及びWEB参加（Zoom方式）によるハイブリッド開催

## 内容

**講師名：飛田 桂 氏**

NPO 法人神奈川子ども支援センター  
「つなぐ」代表理事  
飛田桂法律事務所 弁護士

### ■経歴

元神奈川県内行政いじめ問題対策調査会委員  
元神奈川県内児童相談所非常勤嘱託弁護士  
元神奈川県内行政嘱託弁護士

### ■子供関連 著作物・講演会等

## お申込み・お問い合わせ

公益社団法人神奈川県社会福祉士会 事務局

〒221-0825  
横浜市神奈川区反町3-17-2  
神奈川県社会福祉センター4F  
TEL：045-317-2045 FAX：045-317-2046  
受付時間 平日月～金 9:00～17:00  
ホームページ：http://www.kacsw.or.jp  
Eメール：web@kacsw.or.jp

メールアドレスを正確に把握するためWebフォームからお申込みください。

お申し込みフォーム

<http://www.kacsw.or.jp/publics/index/763/>



## 対象・定員・参加

対象：どなたでもご参加いただけます。

定員：会場来場の場合は80名まで(先着順)  
オンラインの場合は90名まで(先着順)

参加費：無料

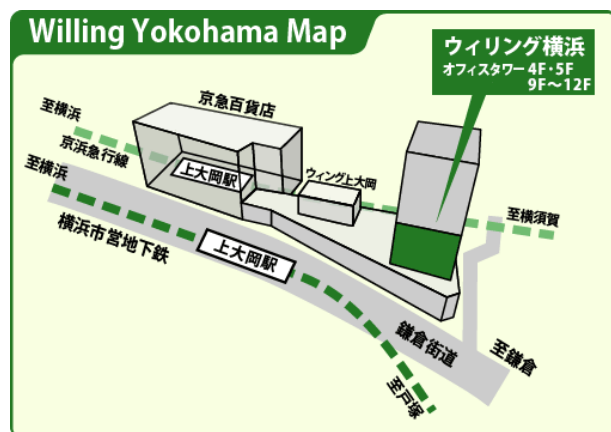
## お申込み方法・締切

事前申込制・先着順

下記webフォームから1月23日までに申し込みください。

## 会場アクセス

会場：〒233-0002  
神奈川県横浜市港南区上大岡西1-6-1  
ゆめおおおかオフィスタワー内  
TEL：045-847-6666（代表）  
交通機関：京浜急行/横浜市営地下鉄「上大岡」徒歩3分  
アクセス <https://www.yokohamashakyo.jp/willing/access/>



## 中止・延期について

感染症等の拡大、台風・降雪・地震等自然災害発生時の研修等の開催に変更が生じる場合は、研修当日の前日夕方5時までに神奈川県社会福祉士会の留守電話番号（045-317-2045）及びホームページ（<http://www.kacsw.or.jp/>）でご案内いたしますので各自確認ください。

プログラム

時間（目安）	内容
12：45 ～	受付開始
13：00 ～ 13：05	オリエンテーション
13：05 ～ 14：05 (60分)	講演 『こども基本法とは？』 NPO 法人神奈川子ども支援センター「つなぐ」代表理事 飛田桂 法律事務所 <b>弁護士 飛田 桂 氏</b>  ※質疑応答時間を含む
14：05 ～ 14：10	休憩 5分
14：10 ～ 14：50	NPO 法人神奈川子ども支援センター「つなぐ」の活動について  ～事例を聞いて考える事～  ※質疑応答時間を含む
15：00	アンケート回収・閉会

※15：30 会場退室